

通訳案内業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 43 号

通訳案内業法施行細則を廃止する規則

通訳案内業法施行細則（昭和 25 年岩手県規則第 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。